

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、兵庫北土地区画整理組合 理事長 野口儀次郎から換地処分を行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成 25 年 9 月 19 日

佐賀県知事 古 川 康

1 土地区画整理事業の名称

佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業

2 換地処分の完了年月日

平成 25 年 9 月 5 日